

横浜市廃産業棄物の処分に関する指導要綱等改正の概要

1 趣旨

横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱は、横浜市内で産業廃棄物の最終処分を行う場合の有害物質の基準値と手続きを定めているものです。

現処分要綱は、要綱、細則及び資料から構成されていますが、用語の定義、排出事業者が実施する手続きなどについて、より明確な記載とするために、今回改正で細則を含めた要綱全体の条文の整理を行います。

また、関係法令の改正に伴い、必要となる用語の修正についても併せて行います。

2 改正の概要

(1) 処分要綱の構成及び条文の整理

(2) 要領の策定

要綱規則を廃止し、事務手続きについて規定した要領を策定

3 その他

(1) 具体的な改正案は、別添改正案及び新旧対照表を御参照ください。

(2) この改正案は、確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正又は見直しを行う場合があります。

横浜市資源循環局産業廃棄物対策課

施設指導係

電話：045-671-2515